

# 岐阜県公報

## 目次

告示

知事指定薬物の指定

(業務水道課)

ページ

号外(一) 平成二十七年三月二十五日

## 告示

岐阜県告示第二百一十一号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。)第九条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十七年三月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

### 一 知事指定薬物の名称

- 1 二(ニ)・五 シメトキシ 四 プロピルフェニル(エタンアミン(通称名二C P)及びその塩類
- 2 二(ニ)・五 シメトキシ 四 メチルフェニル(ニ)メトキシベンジ  
ル(エタンアミン(通称名二五D NBOMe)及びその塩類
- 3 四 ヒドロキシ N イソプロピル N メチルトリプタミン(通称名四 OH  
MIPT)及びその塩類
- 4 四 アセトキシ N イソプロピル N メチルトリプタミン(通称名四 A C  
O MIPT)及びその塩類
- 5 二五(三)フルオロフェニル(一)ペンチル(一)Hピロール三「  
イル」(ナフタレン(一)イル)メタン(通称名JWH 三六八)及びその塩類
- 6 ナフタレン(一)イル(一)ペンチル 五 フェニル(一)Hピロール三「  
イル」メタン(通称名JWH 一四五)及びその塩類
- 7 N ベンジル(一)五フルオロペンチル(一)Hインドール三カルボ  
キサミド(通称名五F SDB 〇〇六)及びその塩類

8 五クロロニエチルN(四)ヒペリジン一イル)フェネチル「一  
 H インドールニカルボキサミド(通称名Org二七五六九)及びその塩類  
 二 指定の理由

条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがある  
 と認められるため。

三 指定の効力が発生する日

平成二十七年三月二十六日

平成二十七年三月二十五日発行

発行者  
 発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号  
 岐阜県庁

編集  
 岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
 岐阜文芸社